

京都 すこやか かわらばん

シニア世代が 地域や施設の行事を 盛り上げます!



知恵シルバーセンターでは、これまで培った知恵や経験、技能などをボランティアとして活かしたいシニア世代の団体と、福祉施設や地域でのイベントなどでシニア世代の力を借りたい団体からの相談に応じて紹介しています。

シニア世代の社会参加の推進と、地域活動の活性化をめざし、120以上の団体が登録しています。そのジャンルは、音楽やスポーツ、娯楽・芸能まで多種多様。ぜひ活用してみませんか。



知恵シルバーセンター
ご案内パンフレット
シニア世代の知恵と力を
かりてみよう

詳しくは
WEBサイトを
ご覧ください

知恵シルバーセンター

https://www.chie-silver-kyoto.jp/wd_101.cgi?CT=10



京都市長寿すこやかセンター

TEL 075-354-8741

京都市成年後見支援センター

TEL 075-354-8815

〒600-8127
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
(河原町五条下る東側)ひと・まち交流館 京都4階

FAX 075-354-8742

E-mail sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

ホームページ <http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp>



こちらから
ホームページをご覧ください

開所日/時間 月曜～土曜：午前9時～午後9時

日曜・祝日：午前9時～午後5時

休所日 毎月第3火曜日(国民の祝日にあたるときは翌日)
年末年始(12月29日～1月4日)



- 市バス4・17・205系統「河原町正面」下車
- 市バス80系統「河原町五条」下車
- 京阪バス「河原町五条」下車
- 京阪電車「清水五条」下車 ①番出口より徒歩約8分
- 市営地下鉄烏丸線「五条」下車 ⑤番出口より徒歩約10分

京都マジッククラブ



知恵シルバーセンターで
活躍中!



フォークダンス
“すずらん”

シニア世代の“知恵”と“力”

知恵シルバーセンターの活動をご紹介します [詳しくは裏面へ](#)

京都市長寿すこやかセンター [運営] 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

京都市長寿すこやかセンターでは、認知症・介護等に関する相談をはじめ
社会参加の支援、権利擁護の推進など高齢者に関するさまざまな事業を総合的に行っています。



自分らしく生きていくための備え 任意後見制度

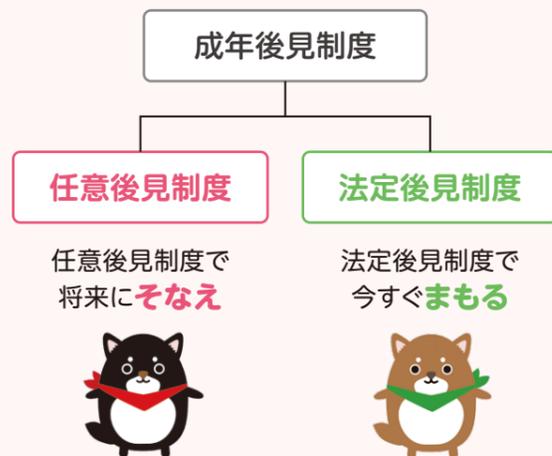
任意後見制度は、判断能力があるうちに、財産の管理などをしてくれる人(任意後見人)を選んでおき、将来判断能力が不十分な状況になったときに備える制度です。

今回の「すこやかかわらばん」では、任意後見制度を正しく理解していただけるよう、制度の内容について簡潔に紹介していきます。

成年後見制度の概要

法定後見制度と任意後見制度の違い

成年後見制度には、すでに判断能力が不十分な人をすぐに支援する「法定後見制度」と、将来の判断能力低下に備える「任意後見制度」があります。法定後見制度では後見人と後見人に与える権限を家庭裁判所が決めるのに対し、任意後見制度では制度を利用する本人が後見人と後見人に与える権限を決めることができます。つまり、任意後見制度は、制度利用者の意思をより反映できる成年後見制度であるといえます。



任意後見制度の利用手続き

任意後見制度を利用するためには2段階での手続きが必要です

手続き① 判断能力がある間に行う手続き

任意後見制度は、判断能力がある間に、任意後見人になってもらう人(任意後見受任者)と任意後見人として行う業務等を、任意後見契約によって定める必要があります。この契約は、公正証書によって行うことが法律によって定められています。

任意後見契約において契約する内容は、法令に反しない限り、自由に決めることができます。将来、判断能力が低下したときに備える大切な契約なので、任意後見人になってくれる人はもちろん、公証人や制度に詳しい専門家等と相談しながら任意後見契約を作るほうが安心です。

手続き② 判断能力が低下したときに行う手続き

本人の判断能力が低下したときには、任意後見契約で定めた支援を任意後見人が行えるよう、家庭裁判所に「任意後見監督人」を選任してもらう必要があります。家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから、任意後見契約に基づく支援を任意後見人が行うことができます。任意後見監督人選任申立てを行えるのは、本人・配偶者・4親等内親族・任意後見受任者に限られています。

任意後見人は、任意後見監督人の監督を受け、任意後見契約に定めた内容の支援を誠実に行う必要があります。



任意後見制度に関するよくある質問

Q 任意後見人選びのポイントを教えてください。
A 任意後見契約の趣旨と支援内容を十分に理解した、本人が信頼できる人が適任です。もし、任意後見人になってくれる人がいない場合には、京都弁護士会や成年後見センター・リーガルサポート京都支部、京都社会福祉士会「ばあとなあ京都」等に相談してください。

Q 任意後見人への報酬はいくらですか。
A 決まった金額はありません。任意後見人と話し合っ決めて決めることができます。

Q 任意後見人に、判断能力のある間から見守りや財産管理を支援してもらうことはできますか？

A 任意後見契約とは別の契約(見守り契約や財産管理委任契約)を結べば可能です。

Q 任意後見人に、自分が亡くなった後の事務(葬儀や納骨等)を頼むことはできますか？

A 任意後見契約とは別の契約(死後事務委任契約)を結べば可能です。なお、遺産相続に関する希望がある場合は、遺言を作る必要があります。



もっと知りたいときは

京都市成年後見支援センターでは、任意後見制度を含む成年後見制度をわかりやすく説明したパンフレットを各種作成しています。制度理解の一助として、ぜひご活用ください。

京都市成年後見支援センター
ホームページでご覧いただけます



成年後見制度と京都市成年後見支援センターの業務等を紹介



法定後見制度をやさしい言葉で紹介



任意後見制度を詳しく紹介